

運転免許の種類別・運転できる車の大きさ

運転免許によって、運転できる車の大きさや乗車定員も定められています。受験資格もあわせて、以下の表にまとめました。

	普通免許※	準中型免許	中型免許	大型免許
車両総重量	3.5トン未満	7.5トン未満	11.0トン未満	11.0トン以上
最大積載量	2.0トン未満	4.5トン未満	6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	10人以下	29人以下	30人以上
受験資格	18歳以上	18歳以上	20歳以上 免許取得期間2年以上	21歳以上 免許取得期間3年以上

※平成29年3月12日以降に取得した場合

ただし、普通免許は、平成29年3月の法改正により、**取得時期によって運転できる車が異なるので注意が必要です**。平成19年6月1日以前に普通免許を取得した場合は、8トン限定中型免許となり、運転できるのは「車両総重量8トン未満」「最大積載量5トン未満」「乗車定員10人以下」の車です。**平成19年6月2日～平成29年3月11日に普通免許を取得した場合は、5トン限定準中型免許となり、運転できるのは「車両総重量5トン未満」「最大積載量3トン未満」「乗車定員10人以下」の車です。**

なお、中型免許と大型免許の受験資格は基本的に表の通りですが、特例教習を受ければ、「19歳以上」「免許取得期間が1年以上」でも免許を取得することができます。

**乗務運転車両 トラック総重量による 免許条件確認を確実に
条件以外の車両を運転すると、無免許運転に該当します。**